

平成24年度

事業計画書

公益財団法人 日本国際問題研究所

平成22年度より、外交政策分野におけるシンクタンクの活動に対する競争的補助金の制度が導入されることとなった。平成24年度においては、当研究所としては、引き続き、世界のシンクタンク・ランキングで日本のシンクタンクとして唯一高位に位置づけられる高い評価に応えるような質の高い事業を実施し、世界の一流シンクタンクとのネットワークを強化することにより、日本の外交・安全保障政策に役立つ情報・分析、政策提言を提示し、国際的に活躍する日本企業にとり有益な情報・分析を提供し、国際世論に対する日本の影響力強化に貢献することとする。

I. 総括

研究調査・政策提言事業は、当研究所が国内外に発信する情報・分析や政策提言を形作るための重要な業務であり、引き続きその充実・強化を図る。具体的には、外交・安全保障政策への直接的な有用性との観点から「研究プロジェクト」のテーマを選定し、資源を効果的に投入すると共に、対外経済政策や経済安全保障分野においては、日本企業にとっての有用性も十分考慮して事業を実施する。また、政策提言と現実の政策との関連性を高めるため、政策担当者やマスコミその他の有識者とのインターフェースを強化する。

外国調査研究機関との対話・交流事業は、こうした研究調査・政策提言事業といわば車の両輪をなすと共に、国際世論形成及び情報収集において、極めて重要な意義を有する。当研究所としては、日本の国益の維持・増進を図るため、オールジャパンの観点から、引き続き積極的に国際的な知的交流を行っていく。当研究所によるそうした対外発信を通じて、国際社会における日本の存在感や影響力が一層高まり、また、日本にとって望ましい国際世論形成が促進されるものと確信している。交流の結果得られた情報に関しては、日本国内の各層に効果的に還元し、更なる外交政策立案・決定プロセスに繋げて行くことを目指す。

これら事業の推進に当たって、当研究所は、「開かれた研究所」として、日本にある大学やシンクタンク等他の研究機関との間でこれまで培ってきたネットワークを大いに活用するとともに、更なるネットワークを新規に開拓・発展させていく考えである。すなわち、本件事業においては、当研究所が擁する研究員が枢要な役割を占めつつ、一方において日本の外交政策シンクタンク全般の機能と役割を強化するために、他の研究機関や企業等とも連携して幅広い層から有為な人材を登用・活用する。このように本

件事業の実施の過程で、当研究所が各分野に精通する諸機関や諸専門家を結びつける役割を果たすとともに産・官・学の連携を深めることにより、日本のシンクタンク全体の底上げと競争力の強化が図られることとなる。

II. 国際問題に関する調査研究、政策提言、対話・交流および普及事業 (公益事業1)

1. 国際問題に関する調査研究・政策提言事業

現時点で優先的に取り組むべき課題・分野について、政府への政策提言や世論への研究成果の還元を行うことを念頭に、各分野に造詣の深い研究者、専門家、実務担当者等を結集し、質の高い情報・分析と政策提言を提示する。具体的には、平成24年度の研究プロジェクトでは、以下を含むテーマを中心に取り上げる予定である。

- (1) 米国外交の新展開と日米関係
- (2) 中国の「政権交代」と日本の対応
- (3) 新体制下のロシアと日本の対応
- (4) 中東の政治変動
- (5) 2012年の北朝鮮
- (6) 北極海問題
- (7) アジアにおける安全保障秩序
- (8) エネルギー安全保障
- (9) 新しい核の秩序構想
- (10) 危機に打たれ強い経済社会基盤構築 (SR)

2. 国際問題に関する内外の大学、研究所、研究団体等との対話・交流事業

国際シンポジウム・国際会議、共同研究・協議事業、講演会事業及び発信事業の相互連携をうまく図り、事業全体の効用の最大化に向けて意を用いる。

また、事業実施に当たっては、民間セクターとの協力を積極的に進める(助成金獲得を含む)。たとえば、平成23年度には、一部JIIAフォーラムやシンポジウムを、企業の協賛を得て実施したが、平成24年度も、このような事業を積極的に行うこととする。

(1) 国際会議・シンポジウム等の開催

平成24年度は、今年度の成果を十分踏まえて、更なる充実を図る。具体的には、上記1.の研究プロジェクトと効果的に関連させ、外交当局や企業等様々なパートナーと連携し、世論へのアピール力の強い企画を実施していく。例えば、本年は米国大統領選挙であることを踏まえ、上記1.(1)の研究プロジェクトと有機的に関連させつつ、大統領選挙後の米国外交と日米関係についてシンポジウムを開催する。また、最近注目を集めている北極海問題については、外国シンクタンクと連携して、安全保障、資源開発、海運、国際法秩序等に焦点を当ててシンポジウムを実施する。

これらにあわせ、従来より力点を置いて取り組んできている海洋安全保障、核軍縮・不拡散・原子力の平和利用、中東の政治情勢等の重要テーマに関して、それぞれシンポジウム等を主催する。日本としてこれら分野において国際社会でリーダーシップを発揮すべく行うものである。また、次世代育成の観点から、外国の若手研究者の招聘も視野に入れる。

(2) 内外の調査機関等との共同研究・協議

平成23年度は、これまで実施してきている米国、英国、ドイツ、フランス、ロシア、ポーランド、カナダ、中国、韓国、インド、インドネシア、シンガポール、ベトナム、豪州、NZ、サウディアラビア、イスラエル等の各シンクタンクとの交流を一層深めることに加えて、「1カ国・1シンクタンク」の関係に留まらず、各国における新しいパートナーを開拓することにより、各国との重層的な関係を通じた肌理細やかな情報収集及び効果的な発信を目指した。たとえば、日本にとって外交的に極めて重要なアジア太平洋地域の中国、韓国、インド、ロシア等については、従来より特定シンクタンクと定期的に交流してきているところ、これらを継続するとともに、別途のシンクタンクとの共同事業を新しく実施することに成功した。

新しいものとしては、平成23年10月にスタンフォード大学と中国の内政・経済情勢について協議を行った。また、付加価値の増大を目指して、相手方の入れ替えやフォーマットの変更も視野に入れる。例えば仏については、これまでフランス国際関係研究所(IFRI)やアジアセンターと定期交流と行ってきたが、平成23年度は新しく、国際関係戦略研究所(IRIS)と交流を開始した。また、米国の国際戦略問題研究所(CSIS)とのアジア協議は、従来同研究所と当研究所の二者間で実施していたが、今年度、シンガポール、ベトナム、インドの研究者の参加も得て、より複眼的かつ有益な議論を実施することができた。

こういった成果を踏まえ、平成24年度も、更なる深化・拡大を目指す。

(3). アジア太平洋地域協力

(a) アジア太平洋安全保障会議（CSCAP）

アジア太平洋問題に関する関係各国の民間研究組織の集まりであるCSCAPの日本事務局として、安全保障問題についての域内研究協力を推進する。

(b) 太平洋経済協力会議（PECC）

アジア太平洋地域における経済面の国際協力を進める「産・官・学」三者構成の国際組織であるPECCの日本委員会事務局として、国際経済、貿易、社会保障政策問題等につき共同研究を活発化するとともに政策提言等を行う。

3. 対外情報発信事業

電子版ジャーナル『国際問題』及び『AJISSコメンタリー』（海外の有識者を対象に、国際問題に関する日本人の見解を英文で発信する、平成19年4月から世界平和研究所及び平和・安全保障研究所等と共同で開始した事業）を引き続き積極的に展開する。これまで同様、前者は年間10回、後者は同24本、を予定している。

4. 講演会事業

内外有識者による講演会（JIIAフォーラム）を引き続き積極的に開催し、その要旨を迅速にホームページに掲載することにより、広く国内における政策論議を推進する。演題としては、国内議論を活発化する観点から、日本外交にとって主要課題である、日米同盟、米国内政（含、大統領選挙）とアジア政策、北東アジア情勢、アジア太平洋地域のアーキテクチャー、中東情勢等を含め、積極的に取り上げることとする。

Ⅲ. 軍縮・不拡散促進センター

1. 軍縮・不拡散に関する調査研究、政策提言、対話・交流および普及事業 (公益事業1)

平成23年度は、核問題に関する豪ロウイー研究所との研究プロジェクト、核問題に関する日米韓三極対話、核不拡散・核軍縮国際委員会(ICNND)のフォローアップおよびアジア・太平洋リーダーシップ・ネットワーク(APLN)の立ち上げ並びに文部科学省委託の「犯罪・テロ対策技術の調査研究」等を行った。

平成24年度においても、軍縮・不拡散の主要問題に関する研究、国内外の有識者やシンクタンクとの対話・交流、ホームページを通じた軍縮・不拡散関連情報の提供、CPDNP Newsの配信、軍縮・不拡散問題講座等の事業やAPLNを継続するとともに、核問題に関する豪州との共同研究プロジェクトや日米韓三極対話、核不拡散・核軍縮国際委員会(IONND)のフォローアップ等を行う。また広島県からの委託案件「NPT体制等貢献事業」に取り組むことも計画している。

2. 包括的核実験禁止条約(CTBT)等に関する事業(公益事業2)

平成24年度も包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効へ向けた内外における環境整備、世論形成等に貢献し、もって世界の核兵器廃絶と世界の平和に寄与することを目的として、CTBTに基づく核実験探知に係る監視システム、検証制度等についての調査研究、政策提言および普及事業、内外の政府および関係機関との意見・情報交換およびCTBT国内運用体制整備にかかる事業を継続する。

(注) 当研究所は、こうした事業の一環として、外務省からの委託により、包括的核実験禁止条約(CTBT)に関する国内措置の一環として、国内データセンター(NDC)が置かれる一般財団法人日本気象協会(JWA)及び独立行政法人日本原子力研究開発機構(JAEA)とともに、CTBT国内運用体制の整備を進めている。

(1) CTBTに基づく核実験探知に係る監視システム、検証制度等についての調査研究、政策提言および普及事業、内外の政府および関係機関との意見・情報交換

平成24年度はウイーンのCTBTO準備委員会における作業部会等、条約

遵守検証体制の整備に係わる国際的検討に引き続き参画し貢献する。

(2) CTBT 国内運用体制整備にかかる事業

平成23年度には、これまで整備されてきた核実験探知に係わる監視システムの暫定運用試験を2回（平成21年度以来合計8回）実施して、観測結果の解析・分析を行い、システムの改善を進めた。

平成24年度においても暫定運用試験を更に続けることにより、その問題点の解明と改善を進めて、核実験を探知するための即応体制と機能を備えたシステムの向上を目指す。それとともに、CTBT 国内運用体制事務局として、NDC 1、2の指導・監督を行う。

IV. その他の事業（共益事業）

平成24年度も特定の法人会員を対象に月例外交懇談会を開催し、外交に関する情報交換、交流を行う。

以 上